

## とみくま児童クラブ 利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます)は、一般社団法人とみくま児童クラブ(以下、「当クラブ」といいます)が、当クラブ所定の施設で提供する学童保育の利用条件を定めるものです。利用される児童及び保護者の皆さま(以下、「保護者等」といいます)には、本規約に従って、学童保育をご利用いただきます。

### 第1条(適用)

本規約は、保護者等と当クラブとの間の学童保育利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。

### 第2条(当クラブの目的・設立経緯)

当クラブは、下校後や学校休業日に保護者の代わりに児童の安全を確保し、指導・保育する施設を運営することを目的としています。

共働き家庭、ひとり親家庭の増加、子どもを巻き込む事件や事故が多く取りざたされる中で、保護者・近隣住民の間から富隈地区にも児童クラブ設置を望む声が起こり、その強い願いから当クラブは作られました。

保護者等は、当クラブの目的・設立経緯を十分に理解の上、当クラブの学童保育を利用してください。

### 第3条(保育提供場所)

1 当クラブの学童保育提供場所は以下のとおりとします。

(第1) 霧島市隼人町真孝342-2 富隈小学校プール西側

電話：0995-43-8513

(第2) 霧島市隼人町真孝818-2 富隈小学校体育館とC棟の間(旧教頭住宅)

電話：0995-42-8155

(第3) 霧島市隼人町真孝283-1 富隈小学校体育館北側(旧校長住宅)

電話：0995-50-2609

- 2 当クラブの定員は、上記提供場所にて概ね120名程度とします。
- 3 学童保育を利用する児童(以下、「利用児童」といいます)について、上記いずれの場所で学童保育を実施するかは、当クラブが判断します。
- 4 将来において学童保育提供場所が増減した場合、当クラブの判断で利用児童の学童保育提供場所が変更されることがあります。

#### 第4条(利用対象児童)

- 1 当クラブの学童保育の利用対象児童は、霧島市立富隈小学校在籍(1～6年生)の留守家庭の児童に限ります。
- 2 留守家庭とは、原則として保護者が次条各号記載の時間に就労・介護・求職活動・病気療養その他の家庭の事情等のため不在にしており、当該時間帯に児童の監護ができない家庭を指します。

#### 第5条(保育時間)

- 1 当クラブの学童保育提供時間は以下のとおりとします。
  - (1) 平日 学校授業終了後より17時35分まで(18時45分まで延長可)
  - (2) 土曜 7時30分より16時まで(延長不可)
  - (3) 長期休暇(夏、冬、春休み)の平日 7時30分より17時35分

まで（18時45分まで延長可）

（4）長期休暇の土曜日の保育時間は上記②の保育時間に準じます。

（5）運動会等の振替休校日の保育時間は上記③の保育時間に準じます。

- 2 前項各号の保育提供時間終了後（延長があった場合は当該時間後）、保安上の理由から第3条1項記載の施設への保護者等の立ち入りは禁止させていただきます。

## 第6条(休業日)

- 1 当クラブの学童保育は、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律及び関連法規が定めるもの）、お盆（8月12日～15日）、年末年始（12月28日～1月3日）が休業日となります。

また、新年度準備のため、毎年3月の最終土曜日も休業日となります。

- 2 学童保育提供場所の修繕・改築工事、自然災害、集団感染症の蔓延（感染防止措置を取る場合も含みます）、行政庁からの指導・自粛要請その他の当クラブが学童保育を提供することが困難になる場合、臨時休業することもあります。
- 3 前項その他の理由による臨時休業となった場合、基本利用料金等を日割計算で返還することはいたしません。

## 第7条(利用申込等)

- 1 当クラブの学童保育を利用する希望者（以下、「利用希望者」といいます）は、就学時検診までに、当クラブの定める利用申込書を提出してください。

利用希望者は、本規約を遵守することを誓約の上、その後に実施される当クラブとの面接並びに第14条1項及び2項記載の入会金・保

証金を入金後、当クラブがこれを承認することによって、翌年度の4月1日を始期とする利用契約が成立するものとします。

2 当クラブは、以下の事由があると判断した場合、利用申込を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとします。

(1) 既に当クラブの利用児童が定員に達している場合

(2) 利用申込書に虚偽の記載をした場合

(3) 第4条に記載する利用対象児童ではない場合

(4) 本規約に違反したことがある者からの申込である場合

(5) 保護者（内縁関係の配偶者を含む）が第11条1項各号に該当する者であった場合

(6) その他、当クラブが利用を相当でないと判断した場合

3 第1項の利用契約は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年契約とします。

ただし、6年生時の利用契約に限り、契約期間は4月1日から三学期修了式挙行日までとします。

4 利用契約は、毎年二学期始業式翌日までに、当クラブまたは保護者から更新しない旨の書面による申出がない限りは、利用契約期間満了後、同一の契約内容で更新されるものとします。

なお、6年生の利用児童に関する利用契約は、この限りではなく、前項但書期間満了後、当然に終了します。

5 転入・転退休職・病気・求職活動その他の理由によって、年度途中で入所を希望する場合は、第1項の規定にかかわらず、別に当クラブの定める方法によって利用申込をしてください。

ただし、第1項の利用契約期間は契約成立の日から最初に迎える3

月 31 日までとします。

なお、利用契約成立日が二学期始業式翌日より後の場合、当クラブから利用契約期間満了日までに書面による更新拒絶を申し出ない限りは、利用契約期間満了後、第 3 項に準じた上で同一の契約内容で更新されるものとします。

#### 第 8 条（禁止事項）

保護者等は、当クラブの学童保育の利用にあたり、以下の行為をしてはなりません。

- ① 法令または公序良俗に違反する行為
- ② 犯罪行為に関連する行為
- ③ 当クラブ、当クラブの職員、他の保護者等に対する脅迫・強要・ハラスメントその他当クラブの円滑な学童保育の提供を阻害する行為
- ④ 第 3 条 1 項記載の学童保育提供施設（将来増設される施設も含む）及び同施設内の備品等を損壊する行為
- ⑤ 他の保護者等に関する個人情報等を収集または蓄積する行為
- ⑥ 当クラブの学童保育に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ⑦ 月謝その他の当クラブが定める費用の滞納
- ⑧ その他、当クラブが不適切と判断する行為

#### 第 9 条（中途解約）

- 1 契約期間中の解約は、保護者の転勤・転職・病気その他の理由において当クラブが相当と認める事情がある場合に限ります。
- 2 契約期間中に中途解約を希望する保護者は、別に定める当クラブ所

定の書面を記載の上、当クラブに提出してください。

- 3 当クラブが中途解約を承認したとしても、既に支払済みの費用に関しては返還しないものとします。

#### 第10条（学童保育の提供中断および強制解除）

- 1 当クラブは、保護者等に第8条各号に該当する事由があると判断した場合、学童保育の全部または一部の提供を停止または中断することができますものとします。
- 2 当クラブは、保護者等に第8条各号に該当する事由があると判断し、相当な期間内にこれが改善・解消される見込みがないときは、利用契約期間満了前であっても、保護者等に通知なしに利用契約を解除することができます。
- 3 当クラブは、本条記載の学童保育の提供の停止または中断もしくは解除により、保護者等または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（反社会的勢力等に対する対応）

前条の規定にかかわらず、以下各項に該当する場合、当クラブは保護者等に何らの催告又は通知を要せず、利用契約を解除することができます。

- 1 保護者（内縁関係の配偶者も含む。以下、本条について同じ）が、次の各号に該当する者（以下、「反社会的勢力等」）であることが判明した場合
  - （1）暴力団構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員をいう）

- (2) 暴力団準構成員（暴力団構成員以外の者で、暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう）
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう）の役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む）または勤務者
- (4) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (5) 社会運動標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう）
- (6) 特殊知能暴力集団構成員（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団に属している者をいう）
- (7) 準暴力団構成員（平成 25 年 3 月 7 日付け警察庁通達「準暴力団に関する実態解明及び取締りの強化について」に規定される、いわゆる「半グレ」と呼ばれる個人をいう）
- (8) 上記各号に準ずるものとして、当クラブが反社会的勢力等と認

めた構成員等

- 2 保護者が前条各号の反社会的勢力等（所属する団体を含む）と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合
  - （1）自己または第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用している関係
  - （2）反社会的勢力等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
  - （3）その他反社会的勢力等との非難されるべき関係
- 3 保護者が自らまたは第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合
  - （1）暴力的な要求行為
  - （2）法的な責任を超えた要求行為
  - （3）学童保育に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - （4）風説を流布し、偽計または威力を用いて当クラブ又は当クラブの職員の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為
  - （5）その他前記各号に準ずる行為

#### 第12条(基本利用料金および支払方法)

- 1 基本利用料金は利用児童一人当たり月額6000円とします。  
なお、基本利用料金は1日も利用されなかった場合でも返金は致しません。
- 2 前項の基本利用料金は、毎年8月については発生しません。
- 3 基本利用料金の支払時期は毎月25日限りとし、翌月分払いとなります（入所月のみ当月分及び翌月分の2カ月分の支払いが必要となります）。



4 基本利用料金の支払方法は現金にて当クラブへ持参払いとします  
(お釣りの無いようご協力ください)。

ただし、鹿児島銀行口座であれば、引き落としによる支払いをすることもできますので、当クラブまで申し出てください。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、基本利用料金は各号所定の金額とします。

(1) ひとり親家庭の場合は基本利用料金を利用児童一人当たり5000円とします。

(2) 申込対象児童の兄弟姉妹が既に当クラブの学童保育を利用している場合、その長子のみ基本利用料金を5000円に変更します(変更時期は、申込対象児童が学童保育を利用開始する月からとします)

(3) 上記(1)及び(2)にいずれも該当する場合は、その長子のみ基本利用料金を4000円に変更し、その他の兄弟姉妹は基本利用料金を5000円とします(長子の基本利用料金変更時期は上記(2)と同様とします)。

### 第13条 (短時間特別割引対象制度)

1 前条第1項、同5項の規定にかかわらず、小学校5年生及び6年生の利用児童については、以下の全ての条件を満たす利用であれば、基本利用料金を利用児童一人当たり月額2000円とします。この場合、その利用児童に限り、前条第5項各号における基本利用料金の特例は併用されません。なお、例年8月については、本項の割引制度は実施しません。

①平日のみの利用

②学校授業終了後より17時35分までの範囲内での利用

③月間10時間以内の利用

- 2 前項の適用を希望する保護者は、適用希望月の前月25日までに、当クラブ所定の書面にて申し込みをしてください。
- 3 第1項の適用中に、同項各号の条件のいずれかを満たさなくなった場合、前条第1項記載の基本利用料金が適用されることとなります。その場合、翌月25日に当該差額をご請求いたします。

第14条（土曜日・長期休暇負担金）

- 1 土曜日及び長期休暇期間中に学童保育を利用される場合、利用児童一人当たり、基本利用料金とは別に日額800円の負担金が発生します。
- 2 前項の負担金は毎月末締めとし、その支払時期は翌月の基本利用料金支払日と同一とします。ただし、会計処理の都合上、支払時期が翌々月の基本利用料金支払日となることもあります。

第15条（延長保育料金）

- 1 平日（長期休暇期間中も含む）の延長保育料金は、以下のとおりとします。
  - （1）通常保育時間終了後18時00分まで延長利用した場合は、利用児童1人当たり100円が発生します。
  - （2）通常保育時間終了後18時45分まで延長利用した場合は、利用児童1人当たり200円が発生します。
- 2 延長保育料金は毎月末日締めとし、その支払時期は翌月の基本利用料金支払日と同一とします。
- 3 延長保育料金の適用は、保護者が利用児童の在籍する第3条1項の

各施設の出入口に来た時刻を基準とします。

#### 第16条（その他の費用）

第12条から前条所定の料金のほか、当クラブの学童保育を利用する場合、以下の費用を当クラブにお支払い頂く必要があります。

- 1 入会金として、利用児童一人当たり5000円をお支払いください。
- 2 保証金として、利用児童一人当たり1万円をお支払いください。
- 3 上記1及び2については、利用申込後に実施される面接時に持参してお支払いください。なお、学童保育実施前に入所を辞退された場合、または当クラブが入所を承認しなかった場合はご返金します。

保証金については、未納費用がある場合のほか当クラブに対する債務が存在するなどの特段の理由がない限り、退所時に返還します。

- 4 施設協力金として、毎年4月25日限り、利用児童一人当たり年額2400円をお支払いください。
- 5 スポーツ保険料として、毎年4月25日限り、利用児童一人当たり年額1450円をお支払いください。
- 6 その他、臨時費用が発生する場合がありますので、ご了解ください。

#### 第17条（学童保育利用上の注意）

- 1 出欠表は学童保育利用月の前月25日までに提出してください。提出がない場合は、当月の利用をお断りさせて頂く場合があります。
- 2 急用その他の理由で、提出した出欠表に変更が生じる場合は、LINEまたは電話等で、当クラブの職員に対し、必ずその都度お知らせ下さい。変更のご連絡がなく学童保育を利用された場合、利用児童の安全を確保するため当クラブでお預かりし、本規約所定の利用料金が

発生するときには後日ご請求させていただきます。

- 3 利用児童の送迎は、保護者が必ず利用児童の在籍する第3条1項の各施設の出入口までお願いします。ただし、当クラブが別に定めるガイドラインによって帰宅する場合は、この限りではありません。
- 4 近隣住民の皆様に迷惑が掛からないよう、送迎時の駐車マナーをお守りください。
- 5 保育時間終了後の当日中の紛失物の搜索や収受についてはご対応いたしかねますので、当クラブ及び当クラブの職員に対してのご連絡はお控えください。なお、紛失物について通常方法による搜索をしても発見に至らなかった場合は、搜索を打ち切らせていただきます。
- 6 当クラブにて紛失物を拾得した場合は、翌開所日の開所時間以降に引き渡します。拾得のご連絡後、3カ月以上お引き取りがない場合は、処分させていただきます。
- 7 所有者不明の紛失物・拾得物の処置は、特段の理由がない限り、法令に基づいて取り扱いさせていただきます。
- 8 保護者参加行事として、以下の行事を予定しております。保護者は可能な限りご出席ください。
  - (1) 入所式 小学校入学式終了後に実施します（新1年生のみ）
  - (2) 保護者懇談会 定期的 to 実施します。

## 第18条（免責事項）

- 1 当クラブの債務不履行責任は、当クラブの過失（故意・重過失を含まない）により損害が生じた場合には、現実 to 生じた直接かつ通常の損害に限り、逸失利益を含まない範囲内においてのみ賠償の責任を負うものとします。

- 2 当クラブは、学童保育の提供に関して、各保護者等同士または保護者等と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負いません。
- 3 当クラブは、保護者等の所有する物の盗難、紛失、破損またそれに起因する損害・事故に関しては、一切の責任を負いません。
- 4 当クラブは、帰宅中（前条第3項但書記載のガイドラインに基づく帰宅も含む）に保護者等に生じた事故について一切責任を負いません。

#### 第19条（学童保育の変更内容等の変更）

当クラブは、緊急の事情が生じた場合、保護者等に通知することなく、学童保育の内容を変更し、またはその提供を中止することができるものとし、これによって保護者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第20条（利用規約の変更）

当クラブは、必要と判断した場合には、保護者等に不利益が生じない範囲であれば、保護者等に通知することなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。

この変更の効果は、将来に向かって発生するものとします。

#### 第21条（通知または連絡）

- 1 当クラブと保護者等との間の通知または連絡は、当クラブの定める方法によって行うものとします。
- 2 保護者等は連絡手段の確保のため、コミュニケーションアプリ LINE（LINE 株式会社）をダウンロードしてください。

#### 第22条（権利義務の譲渡の禁止）

保護者等は、当クラブの書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできません。

### 第23条(一般条項)

- 1 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- 2 当クラブの提供する学童保育に関して、当クラブと紛争が生じた場合には、当クラブの主たる事務所を管轄する裁判所を専属的合意管轄とします。

以上